

22町子総第959号  
2022年9月30日

町田市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 川野秀之様

町田市長  
石阪丈一

情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、下記のことについて意見を求めますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（「高校生等医療費助成事務」及び「児童福祉事務」）について

#### 添付書類

- ・「高校生等医療費助成事務」特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
- ・「児童福祉事務」特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書及び重点項目評価書）

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	町田市 高校生等医療費助成事務 基礎項目評価書 (案)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は高校生等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。  町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。
------	---

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高校生等医療費助成事務
②事務の概要	町田市は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」及び「町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例」の規定に基づき特定個人情報を取り扱う。  【高校生等医療費助成】 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ・所得情報を照会し、受給資格の判定をする。
③システムの名称	・福祉システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
義務教育就学児医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第17号 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第11の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども生活部子ども総務課
②所属長の役職名	子ども生活部子ども総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 子ども総務課 電話:042-724-2139・2143 FAX:050-3101-8377

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数が	令和4年8月31日 時点

<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

**基礎項目評価の実施が義務付けられる**

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**8. 監査**

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	町田市 児童福祉事務 基礎項目評価書 (案)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は児童福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

#### 町田市個人情報保護条例

第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。

#### 町田市情報セキュリティポリシー

##### 1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉事務
②事務の概要	<p>町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。</p> <p>2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。</p> <p>3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉システム</li> <li>・宛名システム兼連携システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

児童福祉ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)別表第1の37項(児童扶養手当)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条(児童扶養手当)</li> <li>・番号法第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当・特例給付)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当・特例給付)</li> <li>・番号法第9条第1項別表第1の101の項(特定公的給付)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号(特定公的給付)</li> </ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>児童手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 公金受取口座登録法第2条第2項</p> <p>児童扶養手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 公金受取口座登録法第2条第2項</p> <p>特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども生活部子ども総務課、総務部職員課
②所属長の役職名	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 子ども総務課、総務部職員課 電話:042-724-2139・2143(子ども総務課)、042-724-2142(職員課) FAX:050-3101-8377(子ども総務課)、050-3085-4107(職員課)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 関連情報 3及び4		法令上の根拠欄に主務省令の該当条項を追加	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 5及び8	5①部署 子ども生活部子ども総務課 5②所属長 三橋 薫	5①部署 子ども生活部子ども総務課、総務部職員課 5②所属長 田中 隆志、老沼 正彦 8連絡先に総務部職員課を追加	事後	
平成31年2月28日	I 5-②所属長 ⇒ I 5-②所属長の役職名	田中 隆志、老沼 正彦	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年3月10日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月16日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年3月10日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月16日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月16日	I 4②法令上の根拠	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、 特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が 含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、 116の項)	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、 特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が 含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、 106、116の項)	事後	
令和4年6月20日	I 1②事務の概要	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を する。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当提出金事務を行 う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報および年 金情報を照会し、資格確認および支給処理を行	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報 および口座情報を照会し、資格確認および支給 処理を行う。 2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報 および口座情報を照会し、資格確認および支給 処理を行う。	事前	
令和4年6月20日	I 4②法令上の根拠		児童手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記  児童扶養手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記	事前	
令和4年6月20日	I 1②事務の概要	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」 及び「行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という。)」の規定に基づき以下の事務で特 定個人情報を取り扱う。	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当 法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (以下「公金受取口座登録法」という。))及び 「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)」の規定に基づき以下の事務で特 定個人情報を取り扱う。	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象
令和4年6月20日	I 1②事務の概要		3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座 情報を照会し、資格確認および支給処理を行 う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金 【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令 和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金 【令和5年3月31日終了】 を追記	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象
令和4年6月20日	I 3法令上の根拠		・番号法第9条第1項別表第1の101の項(特定 公的給付) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務 大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3 号、第4号、第6号(特定公的給付) を追記	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象
令和4年6月20日	I 4②法令上の根拠		特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条 を追記	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象
令和4年6月20日	II 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月20日時点	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象
令和4年6月20日	II 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年1月31日時点	令和4年6月20日時点	事後	特定個人情報保護評価に 関する規則第9条2項の規定の 適用対象

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	町田市 児童福祉事務 重点項目評価書 (案)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は児童福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<p>町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>
------	---

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉事務
②事務の内容	<p>町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。</p> <p>2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。</p> <p>3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	福祉システム
②システムの機能	<p>本システムの児童扶養手当事務及び児童手当・特例給付事務に関する主な機能は次のとおり。</p> <p>1 児童扶養手当事務に関する機能 (1)資格管理機能 ・受給者、扶養義務者、児童の把握・管理機能 ・認定及び消滅等の決定機能 (2)給付管理機能 ・支給管理を行う機能</p> <p>2 児童手当・特例給付事務に関する機能 (1)資格管理機能 ・受給者、配偶者、児童の把握・管理機能 ・認定及び消滅等の決定機能 (2)給付管理機能 ・支給管理を行う機能</p> <p>3 情報連携に関する機能 ・宛名情報の把握・管理機能 ・福祉情報を必要とする各システムへの連携機能 ・宛名システム兼連携システムとの連携機能</p> <p>4 特定公的給付に関する機能 (1)資格管理機能 ・受給者、配偶者、児童の把握・管理機能 ・支給の決定機能 (2)給付管理機能 ・支給管理を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 宛名システム兼連携システム )</p>

システム2～5

システム2

①システムの名称

宛名システム兼連携システム

②システムの機能

本システムの主な機能は次のとおり。

1 団体内統合宛名番号付番機能

団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。

2 中間サーバー情報連携機能

各業務システムと中間サーバーとの情報連携を行う。

3 統合DB機能

一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠した業務情報を管理し、連携する。

③他のシステムとの接続

情報提供ネットワークシステム

庁内連携システム

住民基本台帳ネットワークシステム

既存住民基本台帳システム

宛名システム等

税務システム

その他 ( 中間サーバー、福祉システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、後期高齢者医療システム、健康管理システム、保健所システム、学務システム等 )

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>本システムの主な機能は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> <li>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。</li> <li>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</li> <li>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。</li> <li>8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</li> <li>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 宛名システム兼連携システム )</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
児童福祉ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)別表第1の37項(児童扶養手当)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条(児童扶養手当)</li> <li>・番号法第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当・特例給付)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当・特例給付)</li> <li>・番号法第9条第1項別表第1の101の項(特定公的給付)</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号(特定公的給付)</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>児童手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74、75の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 公金受取口座登録法第2条第2項</p> <p>児童扶養手当 番号法第19条第8号(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 番号法第19条第8号(別表第2における情報照会の根拠) ・情報照会者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 公金受取口座登録法第2条第2項</p> <p>特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	子ども生活部子ども総務課、総務部職員課
②所属長の役職名	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童福祉ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・児童手当の受給者、配偶者および児童 ・児童扶養手当の受給者、扶養義務者および児童 ・特定公的給付の受給者、配偶者および児童
その必要性	児童手当、児童扶養手当、特定公的給付に関する記録を正確かつ統一的去行い、審査・認定・支給に関する事務を処理する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 戸籍情報、口座情報 )
その妥当性	・児童手当、児童扶養手当、特定公的給付 共通項目 個人番号・その他識別情報: 対象者を正確に特定するため。 地方税関係情報: 認定や現況届時の所得審査に用いるため。 児童福祉・子育て関係情報: 支給要件に該当するか確認するため。 連絡先: 受給者に問い合わせや連絡を行うため。 年金関係情報: (児童手当)被用・非被用を確認するため。 (児童扶養手当)年金額を確認し、手当支給額を決定するため。 その他(口座情報): 手当を口座振込するため。 ・児童扶養手当のみの項目 障害者福祉関係情報: 障害の程度等を確認するため。 雇用・労働関係情報: 手当支給額を決定するため。 その他(戸籍情報): 支給要件に該当するか確認するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	子ども生活部子ども総務課、総務部職員課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 団体内の対応部署 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村、都道府県等 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 日本年金機構 )							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 宛名システム兼連携システム等 )							
③使用目的 ※		児童手当法および児童扶養手当法に基づく事務を行うため。							
④使用の主体	使用部署	子ども生活部子ども総務課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者からの申請書類を審査する。</li> <li>・申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。</li> <li>・庁内他部署、他自治体等からの照会を受け、児童手当および児童扶養手当に関する情報の提供を行う。</li> </ul>							
情報の突合		認定請求および各種届出書の審査のため、各種届出書等の内容と庁内他部署や住基ネットを利用し、個人を特定する。							
⑥使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	福祉システムの保守業務	
①委託内容	当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項2～5		
委託事項2	福祉システムの運用業務	
①委託内容	当該システムを効率的に使用するため、稼働監視を実施する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。
委託事項3	外部記録媒体保管業務	
①委託内容	当該システムのバックアップデータを保存した外部記録媒体を遠隔地に保管する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑥再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 12 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 13
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 16
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。

<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
<b>提供先4</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。

<b>提供先5</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 30
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 30
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。

<b>提供先7</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 47
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
<b>提供先8</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 64
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 65
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。
提供先10	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 87
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度、提供する。



<b>移転先1</b>	子ども生活部保育・幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第2 13項、116項に掲げる事務
③移転する情報	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当の受給者、配偶者および児童 ・児童扶養手当の受給者、扶養義務者および児童
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( システムの閲覧 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	子ども生活部子ども家庭支援センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第2 16項、64項、65項に掲げる事務
③移転する情報	・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当の受給者、配偶者および児童 ・児童扶養手当の受給者、扶養義務者および児童
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( システムの閲覧 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	地域福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第2 26項、87項に掲げる事務
③移転する情報	・児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当の受給者、配偶者および児童 ・児童扶養手当の受給者、扶養義務者および児童
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( システムの閲覧 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<コンピュータ室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等。  <事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「個人情報業務登録票」及び「個人情報コンピュータ処理等登録票」のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
児童福祉ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。</li> <li>・申請・届出等の窓口において申請・届出等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・本人確認は、番号法16条の規定に基づき対応する。</li> <li>・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。</li> <li>・申請書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りがない記載に誘導できる。</li> <li>・申請書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 権限外の者による特定個人情報の入手が行われるリスクに対して以下の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。</li> <li>・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。</li> <li>・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。</li> <li>・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。</li> <li>・権限管理が実施できるシステムを導入している。</li> </ul>							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市では、個人情報保護条例において、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。所管事務においても、事務の目的の範囲内で、根拠法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。</li> <li>・宛名システム兼連携システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。</li> <li>・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。</li> <li>・個人番号利用業務以外の業務から所管事務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。</li> <li>・システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</li> <li>・システムには事務に必要な項目しか保有しない。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は一意的ICカードを保有し、ICカードを厳重に管理している。</li> <li>・ICカードによる端末の操作者認証を行う。</li> <li>・システムを利用する職員は一意的に割当てられた職員IDとそれに呼応するパスワードの入力によりユーザ認証を行う。</li> </ul> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。</li> <li>・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。</li> <li>・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。</li> <li>・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。</li> </ul>
その他の措置の内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <p>人的安全管理措置として以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。</li> <li>・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。</li> <li>・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。</li> </ul> <p>技術的安全管理措置として以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。</li> <li>・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。</li> <li>・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。</li> <li>・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。</li> </ul> <p>組織的安全管理措置として以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。</li> <li>・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。</li> <li>・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行う。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施する。</li> <li>・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。</li> <li>・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。  「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。 1 秘密の保持 2 第三者への提供の禁止 3 指示目的以外の利用の禁止 4 事故発生時の報告義務 5 無許可による再委託の禁止 6 複写又は複製の禁止 7 情報の管理義務及び返還義務 8 立ち入り調査 9 監査への協力 10 保証 11 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12 セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13 情報の取扱いに関する教育の履行 14 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等)
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先に遵守の監督・指導することを定めている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。</p> <p>磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課（以下「データ利用課」という。）の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。 3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>町田市個人情報保護条例により規定 （目的外利用、外部提供の制限） 第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）及び市の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。</p> <p>・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。</p> <p>・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>物理的対策として以下を講じている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜コンピュータ室における措置＞ ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)の禁止している。 ・室内の撮影等の禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込み禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等。</p> <p>＜事務室における措置＞ ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>技術的対策として以下を講じている。 ・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] <small>＜選択肢＞</small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては地方公務員法等に基づく懲戒の対象とする。</p> <p>・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシーにより規定</p> <p>・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。</p> <p>・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。</p> <p>・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。</p> <p>・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。また、請求方法について、ホームページにおいて要領を記載し、わかりやすい説明に努めている。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 子ども総務課、総務部職員課 電話:042-724-2139・2143(子ども総務課)、042-724-2142(職員課) FAX:050-3101-8377(子ども総務課)、050-3085-4107(職員課)
②対応方法	窓口・電話・FAX等による。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年11月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年6月8日
②方法	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、同審議会に意見を求めた。
③結果	諮問内容のとおりで差し支えないとの意見を得た。 付帯意見： 委託事業者及び再委託事業者の管理、特定個人情報ファイルの取扱者全員を対象とした研修については引き続き検討を加え、特定個人情報に対するリスクの低減を図ってください。

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 基本情報 4及び5		法令上の根拠欄に主務省令の該当条項を追加	事後	
平成29年1月31日	(別添1)ファイル記録項目		個人情報業務登録票を最新版に更新	事後	
平成30年1月31日	I 基本情報 6	6①部署 子ども生活部子ども総務課 6②所属長 三橋 薫	6①部署 子ども生活部子ども総務課、総務部職員課	事後	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2⑥事務担当部署		総務部職員課を追加	事後	
平成30年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転	<p>移転を行っている 4件</p> <p>移転先1 子ども生活部保育・幼稚園課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1 94項 ②移転先における用途 番号法第9条第1項別表第1 94項で規定された事務 ③移転する情報 児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>移転先2 子ども生活部子ども家庭支援センター ①法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1 44・45項 ②移転先における用途 番号法第9条第1項別表第1 44・45項で規定された事務 ③移転する情報 児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>移転先3 地域福祉部生活援護課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1 15項 ②移転先における用途 番号法第9条第1項別表第1 15項で規定された事務</p> <p>移転先4 いきいき生活部保険年金課</p>	<p>移転を行っている 3件</p> <p>移転先1 子ども生活部保育・幼稚園課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 ②移転先における用途 番号法第19条第7号別表第2 13項、116項に掲げる事務 ③移転する情報 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>移転先2 子ども生活部子ども家庭支援センター ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 ②移転先における用途 番号法第19条第7号別表第2 16項、64項、65項に掲げる事務 ③移転する情報 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>移転先3 地域福祉部生活援護課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 ②移転先における用途 番号法第19条第7号別表第2 26項、87項に掲げる事務</p> <p>移転先4 削除</p>	事後	
平成30年1月31日	IV 開示請求、問合せ 2		2①連絡先に総務部職員課を追加	事後	
平成30年1月31日	(別添1)ファイル記録項目		「給与」業務の個人情報業務登録票を追加	事後	

平成31年2月28日	I 基本情報 6②所属長 ⇒ 6②所属長の役職名	田中 隆志、老沼 正彦	子ども生活部子ども総務課長、総務部職員課長	事後	
平成31年2月28日	(別添1)ファイル記録項目		「児童手当(2012年創設)業務 「給与」業務 の個人情報業務登録票を最新のものに更新	事後	
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報⑤	平成28年1月	平成28年1月1日	事後	
令和2年9月30日	III 4.規定の内容	委託先については契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」添付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事後	
令和4年3月16日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月16日	I 5②法令上の根拠	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	・情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項)	事後	
令和4年3月16日	II 5①法令上の根拠 提供先1～12、移転先1～3	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月20日	I 1②事務の内容	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。  2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報および年金情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	1 児童手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。  2 児童扶養手当 ・受給者世帯の住民情報、所得情報、年金情報および口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。	事前	
令和4年6月20日	I 5②法令上の根拠		児童手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記  児童扶養手当 公金受取口座登録法第2条第2項 を追記	事前	

令和4年6月20日	I 1②事務の内容	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。	町田市は、「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に基づき以下の事務で特定個人情報を取り扱う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 1②事務の内容		3 特定公的給付 ・受給者世帯の住民情報、所得情報及び口座情報を照会し、資格確認および支給処理を行う。 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付【令和4年5月31日終了】 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 2②システムの機能		4 特定公的給付に関する機能 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 4法令上の根拠		・番号法第9条第1項別表第1の101の項(特定公的給付) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 第1号、第3号、第4号、第6号(特定公的給付) を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	I 5②法令上の根拠		特定公的給付 番号法19条第8号、別表第2第121項 公金受取口座登録法第10条 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	II 2③対象となる本人の範囲		特定公的給付の受給者、配偶者および児童 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	II 2③対象となる本人の範囲 その必要性		特定公的給付 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象
令和4年6月20日	II 3④記録される項目 その妥当性		特定公的給付 を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定の適用対象

22町地生第205号  
2022年9月30日

町田市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 川野秀之様

町田市長  
石阪丈一

情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、下記のことについて意見を求めますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務）について

添付書類

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	町田市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務 基礎項目評価書 (案)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<p>町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止などを求める権利を保障するとともに、個人情報の適切な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。</p> <p>町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることにより、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。</p>
------	---

## 評価実施機関名

町田市長

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務
②事務の概要	<p>町田市は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>臨時特別給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給世帯の住民情報、所得情報を照会し、資格確認および事務処理を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付金管理システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・団体内総合宛名システム</li> </ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li> <li>・番号法 第9条第1項別表第一の101の項</li> <li>・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条</li> </ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
--------	----------	---

②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号及び別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	地域福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:地域福祉部 生活援護課 電話:042-724-2134 FAX:050-3101-1651

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

町田市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 川野秀之様

町田市長  
石阪丈一

### 個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

### 記

1. 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」業務における外部提供について

### 添付書類

- ・ 個人情報外部提供登録票

(第5号様式)

# 個人情報

## 目的外利用・外部提供登録票

業務の名称

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

部 課 名 地域福祉部生活援護課

管理責任者 地域福祉部生活援護課長

登録年月日

利用・提供の期間

随時

区 分  目的外利用  外部提供

利用・提供先

名 称

捜査機関

業務の名称

犯罪捜査

管理責任者

捜査機関の長

利用・提供の方法

- 1 閲 覧
- ② 文書による通知、複写
- 3 コンピュータ処理等
- 4 その他

利用・提供の条件

提供目的以外の使用を禁止します。

利用・提供の目的又は理由

捜査協力のため、以下の条件の下で外部提供を行うことがある。

- ①実体要件＝原則として外部提供は行わないが、請求内容が正当なものであり請求項目が合理的なものと認められるときで、最小限度提供することがある。
- ②形式・手続要件＝文書による照会に対し、相手方を確認した上で、文書回答を行うものとする。提供の可否については、課・係内で慎重に協議し、提供を可とする場合には課長決裁を経た上で提供する。

利用・提供の法令等の根拠

刑事訴訟法第197条第2項

利用・提供に係る個人情報の項目	1 0	2 0
1 氏名	1 1	2 1
2 住所	1 2	2 2
3 生年月日	1 3	2 3
4 世帯主との続柄	1 4	2 4
5 家庭環境等	1 5	2 5
6 支給金額	1 6	2 6
7	1 7	2 7
8	1 8	2 8
9	1 9	2 9

備 考

外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。

2022年10月17日  
学校教育指導體

### 個人情報事故について

標記の件について、下記のとおり、報告いたします。

#### 記

#### 1 事故の概要

町田市立成瀬台小学校において、児童及びその保護者の個人情報が記載された「児童引き渡し・緊急時連絡カード（以下、「カード」という。）」を、学級担任が誤って滅失してしまいました。

#### 2 滅失した個人情報

児童の氏名、兄弟姉妹の氏名、通学路の色別コース（黄、オレンジ、緑等）、児童を引き取る可能性のある保護者・親族等の氏名、住所、緊急連絡先、児童との関係

#### 3 事故判明の経緯

日付	内容
2022年4月13日	学級の児童32人の保護者が記入したカードについて、全員分が学校に提出され、学級担任は自席の引き出しに保管した。
2022年5月2日	学級担任は、シュレッダーを使用し他の書類とともにカードを細断したが、その後、細断の事実を失念。
2022年8月31日	学級担任は、翌9月1日に実施する児童引き渡し訓練に係る打合せを行った際、カードがないことに気づき、管理職に報告し校内を捜索したが発見することができなかった。
2022年9月2日	学級担任は、週案簿等の記録をもとに、管理職らと改めて記憶を時系列に整理し、2022年5月2日にシュレッダーを使用しカードを細断したことが確認された。

#### 4 原因

個人情報の保管場所が統一化されていないこと、及び個人情報の持ち出しに係るルールの遵守が徹底されていないこと。

#### 5 対応状況

2022年9月9日に学級の保護者を対象とした臨時保護者会を開催し、個人情報を滅失するに至った経緯、謝罪及び再発防止に向けた取組についての説明を行いました。

## 6 再発防止対策

- (1) 個人情報の取扱を明文化し、ルールに従い取り扱われているか管理職が確認するとともに、学期毎に教職員向け研修を実施します。
- (2) 個人情報の保管場所については、職員室内の鍵のかかるロッカーに保管するとともに、持ち出し記録簿への記載徹底及び持ち出し・廃棄の際の管理職の確認を徹底します。
- (3) 週に1度の各学年会の日にあわせ、学年内の全ての教員で配布物、回収物、個人情報の管理状況を確認します。

2022年10月17日  
総務部市政情報課

法施行後の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会の審議案件について（案）

1 諮問

新規	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報の取扱いに大きな変更を伴う条例の制定・改廃（市政情報課所管条例以外も含む）</li><li>・ <u>市独自の個人情報保護に関する施策</u></li></ul>
継続	—
廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個別の個人情報登録の諮問</li><li>・ 特定個人情報保護評価の第三者点検</li><li>※政策経営部デジタル戦略室へ移管</li></ul>

2 報告

新規	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報ファイル簿の作成報告（報告時点の総件数、新たなファイルの報告）</li><li>・ (仮) 個人情報管理票の作成報告（報告時点の総件数、新たな事業の報告）</li><li>・ 個人情報の取扱いに変更を伴う条例の制定・改廃（諮問案件以外）</li><li>・ <u>情報公開・個人情報保護の運用細則</u></li></ul>
継続	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の運用状況報告（定例）</li><li>・ 防犯カメラの設置及び管理状況（定例）</li><li>・ 公開請求の存否応答拒否の報告</li><li>・ 開示請求の存否応答拒否の報告</li><li>・ 個人情報漏洩等事故報告</li></ul>
廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況報告</li><li>・ 住民基本台帳に係る個人情報外部提供先及び種類別件数報告</li><li>・ 個人情報登録票の廃止報告</li><li>・ 個人情報外部委託等登録票の委託先報告</li><li>・ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修の実施報告</li></ul>